# 水道料金(消費税額分)改定のお知らせ

日頃、水道事業の運営につきましては、市民の皆様方の御理解と御協力を頂き誠に有難うございます。 消費税法及び地方消費税法の改正に伴い、消費税率を8%から10%へ改定し、水道料金に加算して請求させて頂きます。経過措置を適用するため、原則、令和元年12月分(毎月請求者は10月末~11月末使用分)、隔月請求者は10月中旬~12月中旬使用分)から請求させて頂きます。

今後とも、水道を安定してお届けすることを基本に、一層の経費削減と効率的な運営に努めてまいりますので、何卒、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

令和 元 年10月

下田市長 福井祐輔

## ○ 水道料金表 (1ケ月につき)

### ①普通給水

下記の料金表に基づき算出した金額に1.10を乗じて得た額の1円未満を切り捨てた金額が使用料金となります。

	料金	基本料金	超過料金(1 m³ につき)				
口径		$0\sim 10 \text{m}^3$	11~20m³	21~50m³	51~100m³	101~200m <sup>3</sup>	201m <sup>3</sup> 以上
13	mm	1,060 円					
20	mm	2,679 円					
25	mm	4,130 円					
30	mm	5,582 円	135 円	151 円	168 円	195 円	221 円
40	mm	11,165 円					
50	mm	16,747 円					
75	mm	41,869 円					
100	mm	69,782 円					

#### ② 特 別 給 水

1.

ア・工事その他臨時用

## ○料金の計算例

(1) 毎月検針 (大口使用者や受水槽契約者は毎月検針となっています。)



(2) 隔月検針 (一般家庭は、2ケ月ごとの隔月検針となっています。)



※ 料金計算の仕方は上記のとおりですが、簡単に計算できる速算表が「裏面」にありますので、 ご利用ください。

※ 詳細につきましては、下田市上下水道課へお問い合わせください。 下田市河内576(落合浄水場内) ☎0558-22-1200